

令和 4 年度温室効果ガス排出削減等指針検討委員会 設置趣旨（案）

1. 温室効果ガス排出削減等指針検討委員会の開催について

地球温暖化対策の推進に関する法律での規定により、事業者に対して以下の 2 つの努力義務が課されており、主務大臣は事業者がこれらの努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（排出削減等指針。以下、「指針」という。）を公表とすることとされている（第 25 条）。

- ① 事業者が事業活動において使用する設備について、温室効果ガスの排出の量の削減等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出量を少なくする方法で使用するよう努めること（第 23 条）。
- ② 事業者が、国民が日常生活において利用する製品・サービス（日常生活用製品等）の製造等を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供（温室効果ガス排出量等の「見える化」）を行うよう努めること（第 24 条）。

このため、これまで①の産業部門（製造業）、業務部門、廃棄物部門、上水道・工業用水道部門、下水道部門における設備の選択・使用方法に係る指針、及び②の日常生活における排出削減への寄与に係る指針の策定を行ってきた。

2021 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律では、2050 年カーボンニュートラルの実現が基本理念として法的にも位置づけられ、指針についても以前の「温室効果ガス排出抑制等指針」から「温室効果ガス排出削減等指針」に改称された。また、2021 年 10 月に閣議決定された新たな地球温暖化対策計画においても指針について内容を拡充していくとともに、事業者に対して指針に盛り込まれた取組等の実施を促すために各種支援策や情報提供の実施等をしていくことが言及された。

これに伴い、昨年度は指針の見直し・拡充に向けた検討として、まずは各種技術情報等のファクトの発信を行うべく、「温室効果ガス排出削減等指針検討委員会」を設置し、ファクトの収集・整理の在り方について御議論いただき、最終的に「温室効果ガス排出削減の見直しに向けた基礎的な技術情報（ファクトリスト）」としてとりまとめて公表した。

本年度は、「①事業者指針に沿った取組等の実施を促していくために必要となる参考情報の整理・作成」、「②（昨年度とりまとめた）ファクトリストの更なる追加・更新」、等について、検討委員会において御議論いただくものとする。本検討委員会は、環境省地球環境局と関係省庁の協力の下、受託者が事務局を運営するものとする。

2. 主な検討事項

- 事業者指針に沿った取組等の実施を促していくために必要となる参考情報の整理・作成
- ファクトリストの更新・拡充 等